

庁名 高松地方裁判所管内の簡易裁判所
 郵便切手及び予納金一覧（令和7年10月1日～）

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備 考
		郵便切手の場合													
		500円	270円	110円	100円	85円	50円	40円	20円	10円	5円	合計額			
民事訴訟	通常訴訟	8		15					10	15		6000	6000円（※現金納付又は電子納付する場合の金額）	※当事者が1名増すごとに3400円分を追加（内訳）500円×4枚、110円×10枚、20円×10枚、10円×10枚	
	少額訴訟	8		15					10	15		6000	6000円（※現金納付又は電子納付する場合の金額）	※当事者が1名増すごとに3400円分を追加（内訳）500円×4枚、110円×10枚、20円×10枚、10円×10枚	
民事調停	一般調停			6			1		2	1		760	4000円（※現金納付又は電子納付する場合の金額）	※相手方が1名増すごとに760円分を追加（内訳）110円×6枚、50円×1枚、20円×2枚、10円×1枚	
	特定調停			4								440	2000円（※現金納付又は電子納付する場合の金額）	※相手方が1名増すごとに440円分を追加（内訳）110円×4枚	
支払督促	支払督促	2		3								1330	8000円（※現金納付又は電子納付する場合の金額）	※1左記金額は、郵便物の重量が50グラムまでの金額。 ※2債務者が1名増すごとに1220円分を追加（内訳）500円×2枚、110円×2枚	
意思表示の公示送達	意思表示の公示送達			5								550			
公示催告	公示催告	4		4			2	2				2620		※左記金額は、喪失した有価証券が1通の場合 それ以外の場合は、受付後に係から連絡	
少額訴訟債権執行	少額訴訟債権執行	5	1	3		1			1		1	3210		※1債務者が1名増すごとに1220円分を追加（内訳）500円×2枚、110円×2枚 ※2第三債務者が1名増すごとに1880円分を追加（内訳）500円×3枚、270円×1枚、85円×1枚、20円×1枚、5円×1枚	
控訴提起 抗告提起	控訴提起	8		25					10	10		7050		※左記金額は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに1220円分を追加（内訳）500円×2枚、110円×2枚	
	抗告提起	4		4					4	4		2560		※左記金額は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2560円分を追加（内訳）500円×4枚、110円×4枚、20円×4枚、10円×4枚	
	抗告提起（当事者対立構造なし）	2		3					3	3		1420		※当事者が1名増すごとに1420円分を追加（内訳500円×2枚、110円×3枚、20円×3枚、10円×3枚	